

日本ケーブルラボ仕様に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針

平成22年6月22日
一般社団法人 日本ケーブルラボ

一般社団法人日本ケーブルラボが制定する仕様(以下、ラボ仕様)の内容の全部又は一部に必須の工業所有権(工業所有権とは、特許権、実用新案権及び意匠権をいい、出願中のものを含み、必須の工業所有権とは、当該工業所有権を侵害することなく、ラボ仕様を満足する装置、機器、システム又はソフトウェアの製造、販売又は使用が技術的に不可能なものをいう。以下同じ。)に係る場合について、公正、透明な手続きによって定められるものである。

また、ラボは、ラボ仕様の普及を考慮し、ラボ仕様の内容の全部又は一部に係る必須の工業所有権を万人が幅広く実施できること及び当該ラボ仕様を採用する他の国においても当該必須の工業所有権の実施を妨げるものでないことが望ましいものとする。

このため、ラボは、ラボ仕様で規定する内容に必須の工業所有権が係った場合の取扱いの基本指針を次のとおり定める。

1 取扱い

(1) 選択基準

ラボは、ラボ仕様で規定する内容の全部又は一部が必須の工業所有権の対象に含まれる場合にあって、当該必須の工業所有権の権利所有者(以下「当該権利所有者」という。)が、次の第一号又は第二号に掲げる取扱いを選択する場合は、ラボ仕様の対象とし、第三号に掲げる取扱いを選択する場合は、この対象としない。

- 一 当該権利所有者が、当該必須の工業所有権について、当該ラボ仕様を使用する者に対し、一切の権利主張をせず、無条件で当該必須の工業所有権の実施を許諾する。
- 二 当該権利所有者が、当該必須の工業所有権の権利の内容、条件を明らかにした上で、当該ラボ仕様を使用する者に対し、適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該必須の工業所有権の実施を許諾する。
- 三 当該権利所有者が、上記各号に掲げる取扱いをしない。

(2) 工業所有権に係る紛争

ラボは、ラボ仕様で規定する内容の全部又は一部が必須の工業所有権の対象に含まれるか否かについて、確認する責任はなく、また、工業所有権に係る紛争について、責任を有しない。

また、必須・非必須に係わらず、ラボ仕様に含まれる工業所有権の実施許諾は当事者間の問題で、ラボは関与しない。

(3) 適用範囲及び適用地域

本基本指針の1の(1)の取扱いは、日本において使用される当該ラボ仕様を満足する装置、機器、システム又はソフトウェアに適用されるものとする。

ただし、他の国において当該ラボ仕様を採用される場合の必須の工業所有権の取扱いについては、前文の主旨を尊重し協議できるものとする。

2 手続

ラボ仕様で規定する内容の全部又は一部が必須の工業所有権の対象に含まれる場合の手続は、以下によることとする。

(1) 確認書の提出

当該権利所有者は、ラボ仕様の作成にあたって、別表第一号、別表第二号又は別表第三号に定める必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書（特許権以外の工業所有権に係る当該確認書の裏面の記載については、特許権の記載に準じて記載すること。）を専務理事に提出するものとする。

(2) 確認書提出の期限

確認書提出の期限は、原則として、ラボが別に定める日とする。

この場合において、2の(1)の必須の工業所有権の中、出願公開（国際公開及び国内公表を含むものとし、それらの中、最も早く行われるものをいう。以下同じ。）前に届出を行ったものについては、出願公開後、届出を再度行うものとし、また、当該必須の工業所有権の中、権利が不成立又は消滅したものについては、その旨速やかに、届出を行うものとする。

(3) 確認書の保管及び注記の記載

ラボは、当該権利所有者から、2の(1)の確認書の提出を受けたときは、その確認書を保管し、また、別表第一号又は別表第二号に定める確認書を受け取ったときは、当該ラボ仕様以下に以下の主旨の注記を記載する。

注意:本ラボ仕様には、本ラボ仕様に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本ラボ仕様に係る工業所有権である XXX の権利は、YYY の保有するところのものであるが、本ラボ仕様を使用する者に対し、

「(別表第一号の確認書の場合) 一切の権利主張をせず、無条件で
「(別表第二号の確認書の場合) 適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に」
当該 XXX の実施を許諾する。

(4) 確認書の未提出に係る責任

ラボは、当該権利所有者が、2の(1)の確認書の提出を怠った場合において生ずる一切の問題について、いかなる者に対しても、責任を負うものではない。

3 その他

「ラボ仕様に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」（平成 22 年 6 月 22 日）に基づき行われた取扱い又は手続は、本指針により取扱い又は手続されたものとする。

別表第一号

必須の工業所有権の実施の権利に係る 確 認 書

一般社団法人 日本ケーブルラボ

専務理事 宇佐見 正士 殿

提出年月日 年 月 日

提 出 者

法人の名称

代 表 者

印

住 所

下記のラボ仕様に関する必須の工業所有権について、「日本ケーブルラボ仕様に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」（平成 22 年 6 月 22 日）の 1 の(1)の第一号に掲げる取扱いを選択することを確認します。

なお、本確認書の内容に変更が生じた場合、速やかに、再提出します。

記

1 ラボ仕様の名称

2 該当工業所有権

裏面の該当工業所有権一覧に記載のとおり

（注）本確認書において、必須の工業所有権の定義は、「日本ケーブルラボ仕様に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」（平成 22 年 6 月 22 日）に規定される定義によるものとします。

(裏面)

該 当 工 業 所 有 権 一 覧

出願国名	出願番号等	発 明 の 名 称	詳細内容
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一

発 明 の 名 称	
出願の年月日	
(注1) 登 録 番 号	
(注2) 特 許 出 願 人 氏名又は名称	
(注3) 発 明 者 氏 名 住所（居所）	
(注3,4) 添 付 資 料 等 (1)明 細 書 (2)必要な図面	明細書を添付する。 （明細書には、図面の簡単な説明、発明の詳細な説明、特許請求の範囲が記載されていること。） （添付図面の一覧を記載すること。）
(注5) 出 願 中 の 権 利 に 含 ま れ る う ボ 仕 様 で 規 定 す る 部 分 の 明 示	
備 考	（本特許権を他の国へ出願している場合は、その国名を記入すること。）

(注1)：登録前のものについては公告番号、公開番号又は出願番号を記入すること。

(注2)：法人にあっては、名称及びその代表者の氏名を記入すること。

(注3)：公開前のものについては記入を要しない。

(注4)：当該工業所有権の最新内容を記載した特許公報の添付でもよい。

(注5)：公開後のものについては記入を要しない。

別表第二号

必須の工業所有権の実施の権利に係る 確 認 書

一般社団法人 日本ケーブルラボ

専務理事 宇佐見 正士 殿

提出年月日 年 月 日

提 出 者

法人の名称

代 表 者

印

住 所

下記のラボ仕様に関する必須の工業所有権について、「日本ケーブルラボ仕様に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」（平成 22 年 6 月 22 日）の 1 の(1)の第二号に掲げる取扱いを選択することを確認します。

なお、当該工業所有権の実施を許諾するにあたっての対価等の条件は、下記のとおりであります。

また、本確認書の内容に変更が生じた場合、速やかに、再提出します。

記

- 1 ラボ仕様の名称
- 2 該当工業所有権
裏面の該当工業所有権一覧に記載のとおり
- 3 実施を許諾するにあたっての対価等の条件

（注）本確認書において、必須の工業所有権の定義は、「日本ケーブルラボ仕様に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」（平成 22 年 6 月 22 日）に規定される定義によるものとします。

(裏面)

該 当 工 業 所 有 権 一 覧

出願国名	出願番号等	発 明 の 名 称	詳細内容
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一

発 明 の 名 称	
出願の年月日	
(注1) 登 録 番 号	
(注2) 特 許 出 願 人 氏名又は名称	
(注3) 発 明 者 氏 名 住所（居所）	
(注3,4) 添 付 資 料 等 (1)明 細 書 (2)必要な図面	明細書を添付する。 （明細書には、図面の簡単な説明、発明の詳細な説明、特許請求の範囲が記載されていること。） （添付図面の一覧を記載すること。）
(注5) 出 願 中 の 権 利 に 含 ま れ る う ボ 仕 様 で 規 定 す る 部 分 の 明 示	
備 考	（本特許権を他の国へ出願している場合は、その国名を記入すること。）

（注1）：登録前のものについては公告番号、公開番号又は出願番号を記入すること。

（注2）：法人にあっては、名称及びその代表者の氏名を記入すること。

（注3）：公開前のものについては記入を要しない。

（注4）：当該工業所有権の最新内容を記載した特許公報の添付でもよい。

（注5）：公開後のものについては記入を要しない。

別表第三号

必須の工業所有権の実施の権利に係る 確 認 書

一般社団法人 日本ケーブルラボ

専務理事 宇佐見 正士 殿

提出年月日 年 月 日

提 出 者

法人の名称

代 表 者

印

住 所

下記のラボ仕様に関する必須の工業所有権について、「日本ケーブルラボ仕様に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」（平成 22 年 6 月 22 日）の 1 の(1)の第三号に掲げる取扱いを選択することを確認します。

なお、本確認書の内容に変更が生じた場合、速やかに、再提出します。

記

1 ラボ仕様の名称

2 該当工業所有権

裏面の該当工業所有権一覧に記載のとおり

（注）本確認書において、必須の工業所有権の定義は、「日本ケーブルラボ仕様に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」（平成 22 年 6 月 22 日）に規定される定義によるものとします。

(裏面)

該 当 工 業 所 有 権 一 覧

出願国名	出願番号等	発 明 の 名 称	詳細内容
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一
			別紙一

発 明 の 名 称	
出 願 の 年 月 日	
(注 1) 登 録 番 号	
(注 2) 特 許 出 願 人 氏 名 又 は 名 称	
(注 3) 発 明 者 氏 名 住 所 (居 所)	
(注 3, 4) 添 付 資 料 等 (1) 明 細 書 (2) 必 要 な 図 面	明細書を添付する。 (明細書には、図面の簡単な説明、発明の詳細な説明、特許請求の範囲が記載されていること。) (添付図面の一覧を記載すること。)
(注 5) 出 願 中 の 権 利 に 含 ま れ る う ボ 仕 様 で 規 定 す る 部 分 の 明 示	
備 考	(本特許権を他の国へ出願している場合は、その国名を記入すること。)

(注 1) : 登録前のものについては公告番号、公開番号又は出願番号を記入すること。

(注 2) : 法人にあっては、名称及びその代表者の氏名を記入すること。

(注 3) : 公開前のものについては記入を要しない。

(注 4) : 当該工業所有権の最新内容を記載した特許公報の添付でもよい。

(注 5) : 公開後のものについては記入を要しない。